

大使館便り

第252号 令和6年3月8日
在ポルトガル日本国大使館

1. 太田大使からの御挨拶

当地も三寒四温が感じられる季節となり、春が近付いてきたように感じられますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。2月22日、大使公邸にて、令和5年度の天皇誕生日祝賀レセプションを開催しました。エルヴィラ・フォルトゥナト科学・技術・高等教育大臣、マリア・ド・セウ・アントゥネス農業・食料大臣をはじめとするポルトガル政府関係者、ティアゴ・モライス・デ・サ/ポルトガル日本友好議連会長をはじめとする共和国議会議員、企業関係者、外交団等多くの方々に御臨席いただき、天皇陛下の64歳の誕生日を慶賀することができました。

会場では、ポルトガル進出日系企業9社が自社の紹介を行ったほか、長崎県・長崎市・大村市が特設ブースを設置しました。当地で活躍する日本人アーティストによるパフォーマンスとともに、日本酒及び日本産の水産物を使用した日本料理を供し、日本文化発信の場とすることができました。両国間関係の発展に資することができたのではないかと考えています。御協力いただいた皆様に改めて御礼申し上げます。

2. 在ポルトガル日本国大使館事務所の移転について

当大使館は、3月16日～17日に、移転を予定しています。新事務所は Rua. Ramalho Ortigão 51, 6o andar (注: ANACOM のビル内) です。この移転に際し、領事窓口を一時的に閉鎖します(下記5.(2)参照)。

3. 政治・経済関係

(1) アソーレス自治州議会議員選挙の実施

2月4日、アソーレス自治州にて州議会議員選挙が行われました。本選挙では、同地で現在政権を有する社会民主党(PSD)、民衆党(CDS)、人民君主党・民衆党連合(PP-PPM)の連立による右派政権が57議席中26議席を獲得したものの、過半数獲得には3議席届きませんでした。社会党(PS)は23議席に留まり、左翼連合(BE)、リベラル主導党(IL)、人と自然と動物の党(PAN)はそれぞれ1議席をシェーガ党(CH)は5議席を獲得しました。

(2) 共和国議会選挙に向けたTV討論の開催

2月12日から23日にかけて、3月10日に行われる共和国議会選挙へ向けた各政党同士のTV討論が行われました。2月19日夜に行われたペドロ・ヌーノ・サントス社会党（PS）書記長とルイス・モンテネグロ社会民主党（PSD）党首の討論会は80分に及び多岐にわたる議題について意見交換がなされ、280万人以上の国民が同討論会を視聴したとされています。2月25日からは選挙活動が開始され、投票日2日前の3月8日まで行われます。

(3) インテルカンパス社の世論調査結果の発表

2月14日、インテルカンパス社は政党支持に対する世論調査の結果を発表しました。与党・社会党（PS）の支持率は22.4%（前月比4.0ポイント減）となりました。最大野党・社会民主党（PSD）と民衆党（CDS-PP）の連合である民主主義同盟（AD）の支持率は24.3と増加し、PSの数値を上回りました。野党第二党のシェーガ党の支持率は16.5%となり、前月から大きな変化は見られないものの、政党支持率第3位を守りました。その他の政党では、リベラル主導党（IL）の支持率は6.6%、左翼連合（BE）は5.4%、自由党（Livre）は2.7%となり、人と自然と動物の党（PAN）の支持率は3.2%となりました。同社による最新の政党別支持率は以下のとおりです。

政党	9月	10月	11月	12月	1月	2月
社会党 (PS)	25.8	25.2	17.9	25.4	26.4	22.4
民主主義連合 (AD) *	N/A	N/A	N/A	N/A	20.8	24.3
シェーガ党 (CH)	11.0	11.7	13.0	11.6	16.6	16.5
リベラル主導党 (IL)	8.0	8.3	7.0	6.6	5.4	6.6
左翼連合 (BE)	5.5	6.7	8.8	8.8	7.4	5.4
統一民主連合 (CDU) **	3.7	4.1	3.2	2.4	3.9	2.7
人と動物と自然の党 (PAN)	1.8	3.2	2.3	3.0	2.2	3.2
民衆党 (CDS) ***	0.7	1.6	2.0	1.6	N/A	N/A
自由党 (Livre)	2.0	1.4	2.7	2.9	1.3	2.7

*社会民主党（PSD）と民衆党（CDS-PP）の連合

**ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

***現在無議席

(4) 共和国大統領、ロシアによるウクライナ侵攻2周年に関するメッセージの発信

2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻開始から2年が経過した日、レベロ・

デ・ソウザ大統領は大統領府HPにてメッセージを発信しました。同大統領は、「ロシアによる違法かつ不当なウクライナ侵攻が始まってから2年、私はポルトガル人を代表し、ウクライナの人々が示した勇気、決意、回復力に対する深い賞賛を表したい。」と述べました。ウクライナ支援に関しては、「欧州およびNATOのパートナーとともに、必要な限り、政治的、軍事的、財政的、人道的支援を維持する」と支援継続を約束しました。最後に、ウクライナのEU加盟交渉開始決定を歓迎し「この戦争におけるウクライナの勝利は、欧州の勝利でもある。ウクライナの主権が完全に回復し、国際秩序が回復されるまで、ポルトガルは支援を継続する。」と締めくくりました。

4. 広報・文化関係

(報告)

(1) おりひめジャパン練習試合への太田大使の出席

3月2日、強化試合のためポルトガルを来訪していた女子ハンドボール日本代表チームとブラジル代表チームの試合が開催され、太田大使はブラジル大使と共に試合を観戦し、日本選手団を激励しました。オリンピックイヤーの今年、「おりひめジャパン」のメンバーのますますの活躍を期待いたします。



(2) 伊藤廉氏、ポルトガル国内建築賞 Prémios ESPAÇOS (エスパッソ賞) を受賞

ポルト市在住の日本人建築家伊藤廉氏がポルトガルの建築賞である Prémios ESPAÇO (エスパッソ賞) の改修部門を受賞しました。エスパッソ賞は ANTEPROJETOS 誌が主催する、ポルトガル国内におけるすぐれた建築作品を表彰するもので、新築だけではなく改修にも重点を置いた、7つのカテゴリーで選考が行われました。昨年12月にポルト市で行われた授賞式において160以上の応募作品の中から、伊藤氏が設計した CASA KALA が改修部門を受賞しました。



(イベント)

(1) ポルトガル国立バレエ団によるバレエ公演（日本人ダンサー松井美優氏出演）

ポルトガル国立バレエ団（companhia Nacional de Bailado）による公演「Balanchine/MCNicol/Forsythe」が、下記のとおり開催されます。公演タイトルにある著名な振付師による作品を上演する本公演には、ポルトガル在住の日本人ダンサー、松井美優氏が出演の予定です。

日時：2024年3月14日（木）～24日（日）

会場：Teatro Nacional S. Carlos, Sala Principal

住所：R. Serpa Pinto 9, 1200-442 Lisboa

URL：<https://www.cnb.pt/eventos/balanchine-mcnicol-forsythe/>

お問い合わせ：info@cnb.pt

(2) 日本人アーティスト田中和人の展示会「Picture(s)」の開催

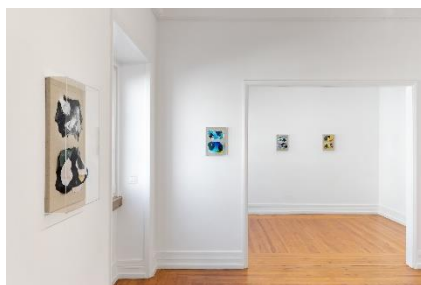
日本人アーティスト田中和人による、抽象的なペインティングと写真のコラージュからなる作品展示会「Picture(s)」が以下のとおり行われます。絵画と写真という異なる芸術表現が織りなす十数点のミクストメディア作品が展示されます。

日時：2024年2月1日（木）～5月18日（土）

会場：DOCUMENT Gallery

住所：Av. António Augusto de Aguiar 11, 3º Esquerdo, Lisboa, 1050-010

お問い合わせ：info@documentspace.com



○2024年度（令和6年度）入学希望者の募集（ポルト日本語補習授業校）

ポルト日本語補習授業校では、下記の要領で入学希望者を募集しています。

（1） 募集する児童生徒

・小学 1年クラス：満 6 歳以上であること。（2018年 4月1日までに生まれた子供）

・小学2～中学3年生

（現時点では、幼稚部・高等部のクラスは設けておりません。また、クラス数に限りがあり、お子さんの該当学年のクラスを設けるまでしばらくお待ちいただく可能性もあります）

（2） 入学の基本条件

・ポルトガル国在留の日本国籍を有する子女であること。

・当該学年の授業成立に必要な日本語能力を有すること。

（3） 授業について

・授業日：毎週土曜日 午前中（年間40日程度）

・学習教科：国語、算数

詳しくは、下記にお問い合わせください。

連絡先：kyomuportohoshukou@gmail.com（ポルト日本語補習授業校教務掛）

（お知らせ）

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp まで御連絡ください。

5. 領事関係

（1） 領事出張サービスのご案内

令和6年度領事出張サービスを以下の日程で予定しています。詳細が決まり次第、ご連絡します。なお、同サービス御利用を希望される方は、予め当館領事班（consular@lb.mofa.go.jp）までメールでご連絡のうえ、ご予約をお願いします。

●2024年4月19日（金）：ファロ県オリャオン市（於 Tunipex 内会議室）

●2024年5月上～中旬：ポルト市内

【御利用可能な領事サービス】

○在外選挙人登録

○旅券の申請・交付

交付をご希望される場合は、事前に窓口での申請、郵送による申請、乃至、オンラインによる申請が必要です。旅券申請の場合は、後日、当館に来館のうえ、旅券を

受け取りください。

○各種証明書の申請・交付（在留証明、出生・婚姻等身分事項証明、翻訳証明、警察証明等）につきまして、交付を希望される方は、事前の申請が必要となります。

○戸籍・国籍関係の届出（認知届、出生届、婚姻届等）

お届け内容につき事前確認を行う必要がありますので、事前に当館領事班まで御連絡ください。

○在留届の変更届

在留届オンラインシステムによる変更登録ができない方（インターネット及びパソコンへのアクセスが困難な方）が対象となります。

○新年度前期教科書の受渡し

○その他各種相談

当日承りますが、御不明な点がある場合は事前に御連絡ください。

（２）日本大使館移転に伴う領事窓口の臨時閉鎖

在ポルトガル日本大使館の3月の新事務所移転に伴い、領事窓口での業務受付は以下の通りを予定しており、新事務所での業務受付は3月21日（木）からとなります。工期の関係で、移転時期が後ろ倒しとなる可能性もあり、領事窓口の閉鎖時間に変更が生じる場合は改めて領事メールにてお知らせします。移転直前/直後は領事窓口が混み合う可能性があります。早めの予約をお勧めします。

3月14日（木）通常通り。

3月15日（金）～3月20日（水）移転作業のため窓口業務を閉めます。ただし人道的案件及び選挙関係のみ受付。

（注：15日（金）は電話が繋がりにくくなります。）

3月21日（木）新事務所での領事窓口受付を開始します。

（３）一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

1月29日から、各種証明（一部を除く）のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード（デビットカード含む、以下同様。）によるオンライン決済が可能となりました。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。

詳細は、当館HPを御覧ください。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00949.html

（４）日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

（５）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外選挙登録申請手続きは以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

（６）旅券（パスポート）の電子申請

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続きが一部オンライン化されています。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html

（７）「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は以下のサイトからお願いします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も忘れずをお願いします。

（８）第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

（９）日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請についてはこちらを御確認ください。→ (https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)

（観光庁 HP からの一部抜粋）

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

(10) マイナンバーカードについて ～海外から帰国したら～

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。健康保険証としても機能し、交付手数料も無料ですので、御帰国後は同カードの取得を御検討ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

(11) 御来館時のお願い

領事窓口は原則予約制を採用しています。

[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

領事手数料は、窓口で現金のみの取り扱いとなっております。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。